

自治体文化資本論のためのスケッチ

1 はじめに

文化は、自治体の財産であるとともに、自治体の本体そのものでもある。

平成24年12月に策定された「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」には、「今後は、都心部のみならず市内全域において、様々な文化資本（文化施設や文化団体、アーティスト、歴史、自然、景観など）をさらに発掘・蓄積・支援する」（注1）とある。

本稿は、自治体自身の文化的な資産（有形・無形）の総体を「自治体文化資本」と位置付け、その概念の意義を掘り下げようとする試み（スケッチ）である。（注2）

「資本」という概念に着目するのは、文化政策をフォロー（原因と結果、事業実施と評価、収支等）としてのみ分析するのではなく、堆積する歴史、徐々に醸成され空気のように存在する市民意識、多層的で持続的なネットワークな

ど、広義の文化をストック（資産）としても分析することで、文化政策（注3）の射程の全体像を明らかにできると考えるためである。

2 自治体文化資本とは何か

①文化資本概念

これまでの社会学や経済学で用いられている「文化資本」とは何を指すか。これについては、以下の2人が提示した概念が代表的なものである。

ア ブルデューの定義

「最も恵まれた学生たちは、自分の出身環境から、勉学に役立つようなものもろもろの習慣、訓練、姿勢などを受け取るだけではない。彼らはまた、知識やノウハウ、嗜好や『良い趣味』をも受け継ぐのであり、それらは学校において、間接的ではあるが前者に劣らず確実な利益をもたらす」（注4）社会学者のブルデューは、このように、文化資本が人格形成、教養の獲得、ひいては学歴等に及ぼす影響を論じた。

ブルデューの理論では、文化資本は、家庭環境で自然と身につく「身体化された文化資本」・「絵画や書物などの「客体化された文化資本」、資格や学歴などの「制度化された文化資本」の3つに分類される。そしてブルデューは、文化資本が社会的地位と経済的利益をもたらすことで、出身階層（高学歴層、特権階層など）による社会的・経済的格差が再生産されるとした。

イ スロスビーの定義

文化経済学者のデイヴィッド・スロスビーは、文化資本を経済学的視点から分析し、文化資本を、「それが有する経済的価値に加え、文化的価値を具体化し、蓄積し、供給する資産」と定義（注5）し、「文化資本は文化的価値と経済的価値の双方を生み出すのに対して、『普通の』資本は経済的価値しかもたらさない」（注6）とした。

またスロスビーは、「多様な性は、文化資本の重要な属性である。なぜなら、それは新しい資本を生み出す能力を持つているからである。たとえば、創造的な活動が文化資本の既存のストックを踏まえているのであれば、資源が多様であればあるほど、将来生み出される芸術作品も、より多様でより文化的に貴重なものになるだろう。」（注7）と述べている。

文化資本は社会・経済活動とも結びついていることから、「文化遺産を老朽化させたり、人々にアイデンティティの意味をもたらすような文化的価値を支え損ねたり、有形・無形の文化資本のストックを維持したり増大させたりするために必要とされる投資を怠ったりするなど、文化資産をないがしろにする」と、文化システムを危険にさらすことになるだろうし、システム崩壊を引き起こして厚生の・経済的産出の喪失という結果になるかもしれない。（注8）とも記している。

執筆

鬼木 和浩

文化観光局文化振興課主任調査員

（注1）「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」（平成24年12月発行 横浜市文化観光局）P.4、太字は筆者。

（注2）文化の定義としては本稿では広義の文化を指し、ユネスコによる次の定義に基づく。「文化とは、特定の社会または社会集団に特有の、精神的、物質的、知的、感情的特徴を合わせたものであり、また、文化とは、芸術・文学だけではなく、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰も含むものである」（ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言2001より）

（注3）ここでは広義の文化政策を指す。文化芸術のみではなく広義の文化を対象。行政のみではなく、様々な民間団体、個人が行っていることを含む。

（注4）ブルデュー&バロン著石井洋二郎監訳「遺産相続者たち学生と文化」藤原書店1997年P.31

（注5）デイヴィッド・スロスビー著、中谷武雄・後藤和子監訳「文化経済学入門」（日本経済新聞社2002）前掲書P.81

（注6）スロスビー前掲書P.80

（注7）スロスビー前掲書P.98

② 自治体文化資本

では自治体の文化資本とは何か。ブルデューが定義した文化資本では、社会的／経済的格差の再生産の源となるが、自治体がこれを備える時、それは社会的に共有された財産であることから、自治体自身の社会的／経済的活動を触発する。また、スロスピエの唱える文化資本を自治体にあてはめると、自治体に蓄えられた経済資本以外の様々な価値（文化的価値）を示すことになる。

自治体文化資本に含まれる要素は、資本と呼ばれる以上は、一過性のもではなく、持続した存在であることが必要である。

③ 自治体文化資本の特徴

ア 社会経済情勢による影響からの一定の独立

自治体文化資本は、人口減少、景気低迷などの社会経済情勢から一定の独立を保っている存在である。とはいえ、自治体文化資本は、独自性を保持する指向に対する外的阻害要因（グローバル化、東京一極集中、過度な市場化など）に絶えずさらされており、投資を見送る等放置すれば減少傾向へ向かう。（注9）

イ 持続可能な資源

自治体文化資本は、経済活動のみならず、市民自らの創造活動や社会的活動等様々な活動によって資本自体が蓄積、再生産される。自治体文化資本の根本的な創出の源は市民そのものであるから、意欲ある市民がいる限り、資本創出の可能性は尽きることがない。

ウ 他の自治体との差異化

自治体文化資本は他の自治体との差異を形づくる。自治体文化資本の増大は自治体としての独自性を強める。

ブルデューの文化資本概念と自治体文化資本を比較すると表1のようになる。また、経済資本との比較は表2のとおりである。自治体文化資本は、市民が自己決定できる点、公共性が高い点で、他の資本概念と区別される。

3 自治体文化資本の構成要素

自治体文化資本は、以下に見るような多様な要素により構成されている。具体的事例がすべて類別できるわけではなく、複数の要素を兼ねている場合もある。これらの要素が有機的に結びついて、全体として自治体文化資本を構成する。多くの要素は、政策や事業のアウトプットという

よりは、アウトカムのものである。

① 社会的文化資本

ア 地域固有の慣習、市民意識・気質
イ 社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）
（注10）

ウ 社会構成（年代分布、新住民、外国にルーツを持つ人々等）

エ 地域における政治思想、宗教構成
オ 都市イメージ／都市ブランド

ウの社会構成は、多文化共生の取組等を経て、文化的多様性をもたらすものとなり得る。

② 経済的文化資本

ア 地場産業、特産物等その土地独自の経済活動
イ コミュニティ経済（地域経済としての商店街、小規模書店、直販所等）

ウ 創造的産業（都市の創造性に着目して集積する企業等）

③ 空間的文化資本

ア 地理特性（自治体の大きさ、隣接地の状況、交通状況）

| 項目 | ブルデューの文化資本 | 自治体文化資本 |
|-------------|------------|------------------------------------|
| 主体 | 個人 | 自治体（構成員たる市民） |
| 文化資本からの影響 | 一方的 | 双方向的 |
| 文化資本の効果 | 代々受け継がれ固定化 | 住民の意識によって変動 |
| 3 類 型 | 身体化された文化資本 | 市民意識、伝統的なお祭り、地域のネットワーク等 |
| | 客体化された文化資本 | 絵画等の収蔵資料、文化施設、歴史的建造物等不動産、都市景観等 |
| | 制度化された文化資本 | 文化政策の種々の仕組み、コンクール、フェスティバル、都市の位置づけ等 |

表1 ブルデューの文化資本と自治体文化資本の比較

表2 経済資本と自治体文化資本の比較

| 項目 | 経済資本 | 自治体文化資本 |
|------------|---------|-------------------|
| 所有者 | 個人（資本家） | 市民（自治体構成員）の共有 |
| 資本が生むもの | 経済的価値 | 経済的価値と文化的価値 |
| 資本自体が目指す姿 | 量 | 多様性、独自性 |
| 資本を生み出す原動力 | 営利活動 | 非営利活動（文化活動、地域活動等） |

（注8）スロスピエ前掲書P99

（注9）平田オリザ氏は、日本の文化行政予算の少なさについて、「緩慢なる文化破壊」と指摘し、「現代社会において文化は、不断の努力によって持続させなければ、やがては衰退する」と述べている。（平田オリザ著「新しい広場をつくる―市民芸術概論綱要―」岩波書店2013年P3）

（注10）社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）は、「人々の間の協調的な行動を促す『信頼』『互酬性の規範』『ネットワーク（絆）』をさす」と定義されている。（稲葉陽二著「ソーシャル・キャピタル入門 孤立から絆へ」中公新書2011年P23）

イ 都市景観（自然環境、緑地、歴史的建造物、街並みなど）

ウ パブリックアート（街の景観に対するアートによる関与）

倉敷市では都市景観条例（注11）を制定して都市景観を守っている。古くからの景観を守ることは土地のアイデンティティにつながる。横浜赤レンガ倉庫は、100年前の経済資本を文化資本としてよみがえらせた例である。市民の手によって守られている自然は文化資本と言える。

4 拠点的文化資本

ア 公立文化施設（狭義の芸術文化施設だけでなく、教育、青少年、科

イ 民間、個人による文化拠点（コミュニティカフェ、ギャラリー等）

ウ 学校、教育機関、研究機関

エ 寺社、教会、自治会館、病院・福祉施設

オ 文化的コモンズ（様々な拠点や市民団体等のネットワーク）

近年、文化施設は、文化的コモンズの拠点（注12）、あるいは文化による

ソーシャルインクルージョン（注13）を推進するための社会機関（注14）としての位置づけを要請されている。東日本大震災の際に、

いわき市の「いわき芸術文化交流館アリオス」は、避難所として緊急的に被災者の受け入れを行いながら、文化芸術によるコミュニティの回復を目指す活動を継続した（注15）。

5 人的文化資本

ア 自ら様々な活動をしている市民、サークル、文化団体、NPO

イ 観客・参加層、支援者、コレクター

ウ アーティスト、クリエイター、職人

エ プロデューサー、コーディネーター、ファシリテーター等

オ 当該自治体とつながりが深い国内外の市外の個人、団体

カ 地域貢献を行う企業、法人

キ 言語（方言やその土地で発祥した言葉等）

20世紀初頭のパリには、「エコール・ド・パリ」（注16）と呼ばれたアーティスト集団が生まれたが、必ずしもパリ出身とは限らな

かった。その地で育った人材であれば文化資本に加えることができる。

6 時間的文化資本

ア 過去の歴史的出来事、建造物等

イ 地域の伝説、昔話、古い地名

ウ 将来の計画（オリンピック等大型イベント開催、周年事業）

7 催事的文化資本

ア 地域に根差した文化芸術イベント（公演、展示会、フェスティバル、文化祭、発表会等）

イ 地域固有のお祭り、伝統芸能、恒例行事等

一定程度恒例行事となっているものが文化資本として認識される。アでは幅広いジャンルでの様々な催しにアクセス可能性が高いほどその自治体の豊かさにつながる。札幌のPMF（注17）や瀬戸内国際芸術祭など地域を代表するイベントは、その地域のイメージ形成に大きな役割を果たす。

8 制度的文化資本

ア 文化振興や環境保護、地域まちづくり等の条例・計画等

イ 文化芸術創造活動や市民活動に対する支援制度（官民問わず）

ウ アウトリーチ等文化活動へのアクセス保障

エ 様々な団体等によるプラットフォーム

オ 芸術的才能を生み出す大学、養成所、お稽古事の教室等

カ コンクール、コンペティション等次世代発掘育成システム

エでの代表例としては横浜市芸術文化教育プラットフォームを挙げる。学校での芸術文化体験を実施するための市内諸団体、施設等が参加するネットワークである。

9 情報文化資本

ア データ（オープンデータ、アーカイブ等）

イ 図書館所蔵資料、歴史資料・郷土資料

ウ デジタルネットワーク上のコミュニティ（地域を拠点とするもの）

インターネット上のデータは必ずしも地域固有のものではないが、それが発信元たるリアルな地域と結び

ついている場合には情報面での文化資本と成り得る。

（注11）倉敷市都市景観条例は平成22年1月1日施行

（注12）一般財団法人地域創造が平成26年3月に発行した「災後における地域の公立文化施設の役割に関する調査研究報告書―文化的コモンズの形成に向けて―」で提示された概念。「地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みの総体」を文化的コモンズと定義。

（注13）社会的包摂のこと。様々な境遇にある人たちに社会参加の機会を提供する。

（注14）場所を貸す施設というだけではなく、社会と積極的に結びつき、地域住民とのかかわりを深めていくことをミッションとする。

（注15）ニッセイ基礎研究所、いわき芸術文化交流館アリオス著「文化からの復興―市民と震災といわきアリオスと―」文化とまちづくり叢書 2012年）に詳しい。

（注16）エコール・ド・パリには、マルク・シャガール（ロシア）、アメデオ・モディリアーニ（イタリア）、藤田嗣治（日本）ら外国出身の画家が多数含まれていた。

（注17）PMF：パシフィック・ミュージック・フェスティバル。札幌市で毎年夏に開催されている国際教育音楽祭。

⑩ 芸術文化資本

- ア 美術品、市民によるコレクション、市が所蔵するコレクション
- イ 仏像、天井画等美術品としての文化財
- ウ 当該自治体固有の歌、伝統的な踊り、衣装、食・料理、家具等
- エ 当該自治体を象徴する美術品や文学作品

「横浜市歌」などがウの典型例。エの美術品としては葛飾北斎の「神奈川沖浪裏」、文学作品としては大佛次郎の「霧笛」等。

4 自治体文化資本がもたらす利益

経済資本は経済的利益を意図するが、自治体文化資本は、都市的利益、コミュニティ的利益、経済的利益、個人的利益をもたらす。

① 都市的利益

文化は人と人、都市と都市をつなぐので、世代や立場、地域的な関係を超えて、自治体の外へ向けた交流の窓となる。文化によって地域イメージが向上し、都市ブランドが形成され、シビックプライド(注18)が生まれる。

② コミュニティ的利益

文化を核とした一体感の醸成から地域コミュニティの形成に寄与する。文化的多様性の実現されることで、小規模な活動や少数派グループの存続を可能にする。価値観の多様化が生きづらさの緩和につながり、高齢者や障害者、青少年、ひきこもり等様々な市民に居場所を提供する。

③ 経済的利益

文化活動そのものの経済活動(出演料、作品製作費、技術スタッフ人件費、舞台装置費、楽器費等)によって雇用や生産、消費活動が生まれる。集客や実績、評判による影響によって経済波及効果が生じる。

④ 個人的利益

文化活動は、感動、癒し、あるいは反発、混乱、内省等、様々な心の動きを生じさせる。これらによって、自己実現、市民満足度の向上などがもたらされる。

以上の利益の発現パターンは次のように分類できる。

- ア 直接的利益…文化芸術のもたらす感動、驚き、満足等
- イ 間接的利益…経済効果、文化活動により健康になる効果等

ウ 隠れた利益…一見効用がないように見えて、実は利益があるもの

エ 遠方の利益…自治体自身が気づきにくい遠方での利益

オ 後世の利益…数年後、数十年後、数百年後の効用。文化遺産の価値の将来への継承、次世代育成等

カ 少数者の利益…ごく限られた効果しか生まないが、自治体の特定の構成員にとって重要なもの

キ 予想外の利益…自治体の利益に一見反するよう見えて、実は長期的には回復されるもの、またはその逆

自治体文化資本による利益には、このように多様な発現パターンがあるため、一見理解不能な存在であっても、それがもたらす様々な可能性を排除せずに分析、評価しなければならぬ。

5 自治体文化資本の維持と形成

① 担い手Ⅱ自治の主役

自治体文化資本は、経済資本と異なり、構成員である市民による可塑性が高い。自治体文化資本は、市民自らが選

び取った自治体の姿なのだとも言える。また、自治体文化資本自体が次世代の担い手を育み、自治体自身の持続可能性を支える。

市民が主体的に自治に参画しようとするのはなぜか。それは自らの地域に愛着／執着を持つ、すなわち帰属意識があり、この地域でよりよく生きようとするからである。社会学者のリチャード・フロリダは、創造都市が創造階級によって「選ばれる」ことで、人口が流入するという論を展開した(注19)。確かに創造階級と呼ばれる人たちにそのような傾向はみられるかもしれない。しかし実態としては住む場所を選び取るのではなく、帰属意識によって「住み続け」ている市民が少なくない。この帰属意識を生み出すのが、他ならぬ自治体文化資本なのである。市民は自治体文化資本を自らの望む形に変えながら、帰属意識を自ら高めつつ住み続けるのである。

② 蓄積方法Ⅱ文化の形成

文化資本は行政資金の投入によってのみ蓄積をもたらすわけではない。人と人とのつながりをつくらうとする市民のボランティアな活動や民間の企業活動等からも生み出さ

(注18) シビックプライド…その土地に対する市民自身の誇りや愛着のこと
(注19) リチャード・フロリダ著、井口典夫訳「クリエイティブ都市論」(ダイヤモンド社2009年)他

れるし、位置づけを与えるだけでなくも蓄積される(注20)。過去の遺産に頼る必要はない。最近地域に付加されたものでも、それを育てようという意欲さえあれば、後世に残す文化資本とすることができ(注21)。広義の文化を形成するための取組は、すべて文化資本の蓄積につながる。自治体文化資本の様々な要素が、相互補完／依存関係を構築することによって、自治体は文化的多様性と多様な価値観への寛容性を獲得する。

③ 芸術文化の役割

これまで述べた自治体文化資本の様々な側面の中で、狭義の芸術文化(注22)には特別な役割があると考えられる。芸術文化は、創造力が最も強く反映された存在であるとともに、人が対峙した際最も強く感化されるものの一つである。その感動体験が共感を喚起する源になり、文化資本の求心力と独自性の中核を担うことになる。芸術文化は、自治体文化資本の全体の力を押し上げることに貢献するだろう。

6 地方自治体と地方公共団体

地方自治の本旨は、団体自

治と住民自治である。すなわち、団体自治は、法令等で定められた基盤をなす基本的な構造(議会制民主主義等)であり、地方分権、大都市制度などの議論は、団体自治についての議論である。一方住民自治は、住民自らの意思に基づき自らの地域を治めることである。

団体自治については、基本的には規模の差を除いてどの自治体でも同じ構造である。ある自治体を他の自治体から区別し得るのは、住民自治による政策の要素であり、この部分は、これまで述べた自治体文化資本そのものであると考えられる。

自治体文化資本の量が多く価値が高いほど、自治体としての個性／独自性が強くなる。一方、自治体文化資本が減少すると、住民の自発的な発意と責任に基づく住民自治が弱まる。文化資本が少ない自治体は、日本国民にとっての生活保障、全国分割統治と地方分権という意味での行政区分としての画一的な「地方公共団体」に留まるのではないか。

7 「自治体文化資本」概念の可能性

横浜では今、コミュニティ

カフェ、子育て支援サークル、多文化共生の取組みなど、豊かな自治を構築しようとする市民の活動が大きな流れになってきている(注23)。このような取組の多くは、個別の行政ジャンルを超えて、相互に密接な関係を築きつつある。私は、これら広義の文化に含まれる活動を網羅する自治体文化資本という概念が、多様な主体による取組の有機的な相互作用や、時間を超えて降り積もる効果等を把握するとともに、持続可能性の高い自治体像を描くことを可能にするのではないかと考えている。

自治体文化資本を市民自らが育むことは、住民自治の強化につながる。自治体としての本当の豊かさ、すなわち、文化的多様性が構築され、細やかで多層的なネットワークを備えた社会を、誰ひとり排除することなく実現する大きな流れにもつながっていくはずだ。すべての文化政策は、自治体文化資本の価値の増大を目指すことになるだろう。そのような文化政策の方向性については、「自治体文化資本論」として、別の機会に詳述したい。

スロスピーは、「文化資本が時間が経つにつれて価値を

落とすがままにしておくこともできるし、それを維持することもできるし、あるいは増大させることもできる」(注24)と書く。自治体文化資本にこれを置き換えると、自治体文化資本の今後のあり方は、自治体、そして自治体を構成する市民に託されているといえるのではないだろうか。

8 おわりに

かつて横浜で、自治体文化資本のこととは意図せずに、だが今から見れば自治体文化資本のことについて真摯に語られた言葉を引用してこの小論を終えたい。1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災によって、横浜は開港以来築いてきた異国情緒あふれる街並みや都市の基盤を失い、多くの市民の命が失われた。しかし壊滅した横浜で震災直後に発足した横浜市復興委員会委員長に就任した原富太郎(三溪)は、同年9月30日の第1回目の会合で次のように述べた。「横浜市の本体は厳然として尚存在して居るのであります。横浜市の本体とは市民の精神であります、市民の元氣であります。(中略)現在の横浜は全く一枚の白紙となつたのでありま

が時間が経つにつれて価値を

(注20) 文化財として指定する等
(注21) センター北駅のアンゴラの壁画を活かした「都筑アートプロジェクト2014」参照(ヨコハマアートサイト2014参加企画)。第4回アフリカ開発会議(2008年)時に設置された壁画を、地域資源として活用した。

(注22) ここでは、芸術そのものを指す。

(注23) 文化観光局の事業である地域文化サポート事業「ヨコハマアートサイト」でも、福祉、環境等地域課題に向き合うアートプロジェクトが多数実施されている。

(注24) スロスピー前掲書P.92

(注25) 藤本實也著「原三溪翁伝」思文閣出版(2009年)P.281

す。茲に如何なる最新の計画をなさろうとも、又如何なる名画を御書きならうとも、総て皆様の御自由であります。今日は最新の文化を利用するに於て千載一遇の機会を天より賦与せられたものと言わねばならぬ」(注25)

この言葉は、当時と、現在と、そして未来において、自治体文化資本は市民自らつくりあげることができる、そしてそうしなければならないという希望と責任を示している。